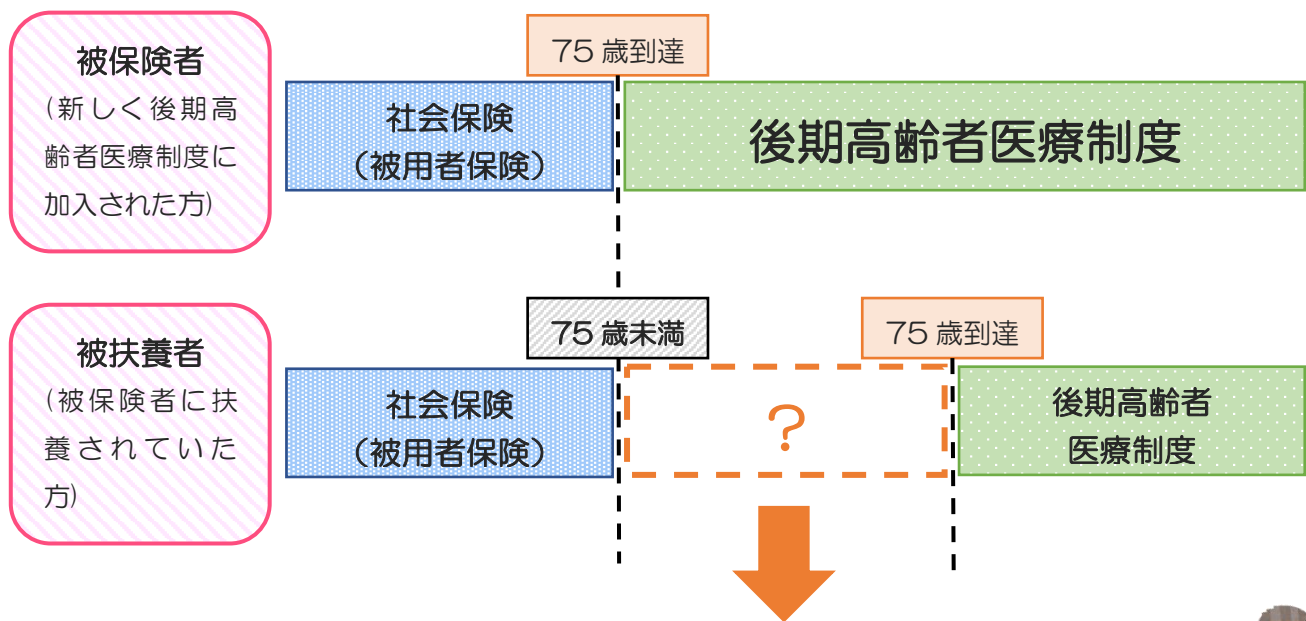


これまで社会保険（被用者保険）に加入し、どなたかを扶養していた方へ

あなたが扶養していた方（被扶養者）は、あなたが後期高齢者医療制度に移行することで、これまで加入していた社会保険（被用者保険）の保険資格を喪失することになりますので、新たに国民健康保険などの医療保険制度への加入手続きが必要となります。



被扶養者の方は、国民健康保険などに加入する手続きをしていただかないと、保険資格が無い期間ができてしまい、医療機関で保険証が使えません。



詳しくは、これまで加入していた社会保険（被用者保険）の窓口にご確認ください。

